

きさらぎデイサービスセンター 指定通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶成会が開設するきさらぎデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の介護及び機能訓練（以下「通所介護」という。）を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 きさらぎデイサービスセンター
- (2)所在地 静岡県浜松市中央区花川町 818 番地の 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3)看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4)介護職員 5名以上
介護職員は、サービスの提供にあたり利用者的心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5)機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日を除く。

(2) 営業時間

8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間

9時から16時15分までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所介護を提供する定員は、35名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 日常生活上の援助

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練

(4) 入浴

(5) 送迎

(6) 食事提供

(7) 相談援助

(8) レクリエーション

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準で定める額とし、利用者負担額は指定通所介護に係る費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる指定通所介護費の額を控除して得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。なお、金額は重要事項説明書に定める額とする。

(1) 昼食代

(2) 紙パンツ、尿取りパット

(3) 前号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用

3 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明した上で同意を得るものとする。

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区（葵西、葵東、小豆餅、伊左地町、泉、泉町、大久保町、大人見町、大山町、神ヶ谷町、上島、神原町、舘山寺町、協和町、呉松町、湖東町、古人見町、幸、桜台、佐浜町、庄内町、庄和町、白洲町、高丘北、高丘西、高丘東、豊岡町、西丘町、西山町、根洗町、萩丘、初生町、花川町、東三方町、曳馬、曳馬町、平松町、深萩町、三方原町、村櫛町、雄踏、雄踏町、和光町、和地町）、浜松市浜名区（細江町、都田町）とする。

(サービスの提供記録の記載)

第 10 条 指定通所介護を提供した際には、指定通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出るものとする。
- (2) 共用の施設・設備は、従業者の指示に従い、他の利用者の迷惑にならないよう利用するものとする。

(苦情処理等)

第 12 条 事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 指定通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難誘導等適切な措置を講じるものとする。

2 非常災害に備え定期的に避難訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、指定通所介護の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 隨時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慶成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年10月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。

きさらぎデイサービスセンター 指定介護予防通所サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶成会が開設するきさらぎデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練（以下「介護予防通所サービス」という。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、市、他の第1号事業サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 きさらぎデイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区花川町818番地の1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、介護予防支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 5名以上
介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日を除く。

(2) 営業時間

8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間

9時から16時15分までとする。

(利用定員)

第6条 指定介護予防通所サービスを提供する定員は、35名とする。

(指定介護予防通所サービスの内容)

第7条 指定介護予防通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 日常生活上の援助

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練

(4) 入浴

(5) 送迎

(6) 食事提供

(7) 相談援助

(8) レクリエーション

(利用料等)

第8条 指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（以下「費用基準額要綱」という。）で定める額とし、利用者負担額は指定介護予防通所サービスに係る費用基準額から当該指定介護予防通所サービス事業者に支払われる指定介護予防通所サービス費の額を控除して得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。なお、金額は重要事項説明書に定める額とする。

(1) 昼食代

(2) 紙パンツ、尿取りパット

(3) 前号に掲げるものの他、介護予防通所サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

3 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明した上で支払いに同意を得るものとする。

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、浜松市中央区（葵西、葵東、小豆餅、伊左地町、泉、泉町、大久保町、大人見町、大山町、神ヶ谷町、上島、神原町、舘山寺町、協和町、吳松町、湖東町、古人見町、幸、桜台、佐浜町、庄内町、庄和町、白洲町、高丘北、高丘西、高丘東、豊岡町、西丘町、西山町、根洗町、萩丘、初生町、花川町、東三方町、曳馬、曳馬町、平松町、深萩町、三方原町、村櫛町、雄踏、雄踏町、和光町、和地町）、浜松市浜名区（細江町、都田町）とする。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 指定介護予防通所サービスを提供した際には、指定介護予防通所サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、指定介護予防通所サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1)気分が悪くなったときは速やかに申し出るものとする。
- (2)共用の施設・設備は、従業者の指示に従い、他の利用者の迷惑にならないよう利用するものとする。

(苦情処理等)

第12条 事業者は、提供した指定介護予防通所サービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、指定介護予防通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第15条 指定介護予防通所サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難誘導等適切な措置を講じるものとする。

- 2 非常災害に備え定期的に避難訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 16 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 17 条 事業者は、利用者に対する指定介護予防通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 18 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 19 条 事業所は、介護予防通所サービスの質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 隨時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慶成会と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。